

8 県土都市整備委員会における金子正江県議の質疑

2015年12月16日

付託議案に対する質疑（県土整備部関係）

Q．金子委員

- 1 距離により負担の増減があるようだが、負担増となる24キロメートル以上の利用者の割合はどれくらいか。
- 2 新料金では36キロメートル以上が定額ということだが、36キロメートル以上を新たな上限に設定した根拠はどのようなものなのか。
- 3 激変緩和措置として上限金額を設定したとのことだが、期間はいつまでか。
- 4 5車種区分とした場合の利用割合をどのように想定しているのか。
- 5 中型車や特大車などは負担割合が増えることになるが、運送業への影響をどう考えているのか。

A．道路政策課長

- 1 24キロメートル以上の利用者は、ETCでのカウントで約4割と聞いている。
- 2 首都高を利用して都心を通過した場合の平均距離36キロメートルを上限値として設定したと聞いている。
- 3 議案では期間を「当分の間」としているが、概ね10年程度と想定している。
- 4 首都高速道路株式会社から、軽自動車等が約7%、普通車が70%、中型車が12%、大型車が9%、特大車が2%と聞いている。
- 5 大型車など割安になる車種もあることから、安くなることも高くなることもあり、全てを勘案すると比較的大きな影響はないと考えている。

Q．金子委員

中型車など車種区分は排気量で区分されるのか。

A．道路政策課長

中型車とは、車両総重量8トン未満の車両である。大型車は車両制限令で定められた長さ12メートル以下、幅2.5メートル以下、高さ3.8メートル以下の車両である。特大車は、いわゆる特殊車両と呼ばれるトレーラーなどの大型車両に区分される。

付託議案に対する討論

金子委員

第156号議案について、反対の立場で討論をさせていただく。現行の高速自動車道の近郊区間の料金を統一され、経路によらずに最短距離を基本料金とすることで利便性が図られることは歓迎するが、利用料金の激変緩和措置が設定されているとはいえ、利用者の負担増につながる。

また、車種区分を5車種とすることで新たに設定される中型車が普通車の1.2倍の料金となり、運送業など中小事業者への経営に大きな影響を与えるため、反対である。